

令和7年2月定例岡山市議会提出の
主な議案（予算を除く。）について

1 内 容

- ・ 岡山市財産条例の一部を改正する条例の制定について
- ・ 岡山市スポーツ・文化振興基金条例の一部を改正する条例の制定について
（別紙のとおり）

【問い合わせ先】

岡山市 総務法制企画課 藤本・片山 直通086-803-1081 内線4450

記者会見資料

担当課名	財産活用マネジメント推進課
担当者名	課長 中山 宏光 課長補佐 小林 三保子
連絡先	803-1150 内線 4430、4431

岡山市財産条例の一部を改正する条例の制定について (甲第25号議案)

1 目的

学校跡地などの利用されていない市有財産(いわゆる「未利用地」)の利活用の促進を目的に、条件不利地等に所在する未利用地にかかる貸付料について柔軟な設定を可能とするため、岡山市財産条例の一部を改正します。

2 概要

現行条例では、普通財産の貸付については、「公共団体等又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき」及び「地震、火災、水害等の災害により、普通財産の貸付けを受けた者が当該財産の使用の目的に供しがたいと認めるとき」に限り、無償又は時価より低い価額で貸し付けることができることとされております。

この度の条例改正は、これらの要件に加えて、「市が所有する土地及び建物の有効活用を図るため、市長が特に必要があると認めるとき」についても、無償又は時価より低い価額で貸し付けることができるようにするものです。

3 施行日

令和7年4月1日

岡山市財産条例の一部を改正する条例の制定について (未利用地の利活用)

財産活用マネジメント推進課

学校跡地などの利用されていない市有財産（いわゆる「未利用地」）の利活用が進まない要因として、施設規模が大きく貸付料が高額となることや未利用地が条件不利地等にあることが挙げられる

また、全庁的な利活用の検討を行うことによって、より幅広い利活用につなげていく

未利用地の利活用の促進を目的に、条件不利地等に所在する未利用地にかかる貸付料について柔軟な設定を可能とするため、岡山市財産条例の一部を改正するとともに、新たな庁内検討体制を構築する

1. 貸付料（無償・減額）

- 通常の貸付料が民間等による利活用の支障とならないよう、条件不利地等に所在する未利用地の利活用について、貸付料の無償または減額を可能とする
 - ① 貸付料の無償・減額の定め方
 - 未利用地の利活用案と合わせて、貸付料を含めた事業提案を公募し、新たに構築する庁内検討体制において審査
 - 貸付料については、契約更新の際、事業の実施状況を踏まえて見直し
 - ② 関係規定への対応
 - 財産条例の改正（令和7年2月定例市議会）
「市が所有する土地及び建物の有効活用を図るため、市長が特に必要があると認めるとき」を追記

2. 新たな検討体制

- （仮）市有地活用検討部会（以下「検討部会」という。）を新たに設置する
（財政局、政策局、都市整備局、産業観光局、施設所管局、各区その他関係局で構成）
- 検討部会では、全庁的な情報共有を図るとともに、民間等による利活用提案の募集・検討や審査、利活用案の決定を行う

3. 今後のスケジュール

- 令和7年4月から 新たな検討スキームの運用開始

記者会見資料

担当課名	スポーツ振興課
担当者名	課長 吉田武生 課長補佐 服部立弥
連絡先	803-1615 内線 4740,4741

岡山市スポーツ・文化振興基金条例の一部を改正する条例の制定について (甲第 26 号議案)

1 目的

多目的屋内施設(アリーナ)の整備に対して寄せられる寄附金(企業版ふるさと納税)を受け入れ、支出年度まで適正に保管するために、標記基金条例に事業目的を明確に位置付けるもの。

2 概要

多目的屋内施設(アリーナ)の整備を設置目的に追加するため、関係規定を改めるもの。

3 施行日

公布日